令和6年度社会福祉法人指導監査の結果について

1 指摘状況

年度	所管法人数	指導監査実施数	文書指摘あり	文書指摘なし
令和6年度	227法人	70件	63件 (90.0%)	7件(10.0%)
令和5年度	223法人	78件	72件 (92.3%)	6件 (7.7%)
令和4年度	224法人	77件	70件 (90.9%)	7件 (9.1%)

2 文書指摘内訳

Tax
2 内部管理体制 - 3 評議員・ (1) 評議員の選任 (2) 評議員会の招集・運営 (2) 評議員会の招集・運営 (2) 選任及び解任 (3) 適格性 (4) 理事長 (4) 理事長 (2) 選任及び解任 (4) 理事長 (2) 選任及び解任 (3) 職務・義務 (1) 審議状況 (2) 記録 (2) 記録 (2) 記録 (2) 記録 (2) 記録 (3) 債権債務の状況 (1) 有 (2) 記録 (2) 記録 (3) 債権債務の状況 (2) 記録 (4) 報酬 (2) 記録 (2) 報酬等支給基準 (2) 報酬等支給基準 (2) 報酬等支給基準 (3) 報酬の支給 (4) 報酬等の総額の公表 (4) 報酬等の総額の公表 (4)
3 評議員・ (1) 評議員の選任 30 ※ (2) 評議員会の招集・運営 57 (1) 定数 2 (2) 選任及び解任 2 (3) 適格性 11 (4) 理事長 9 (1) 定数 - (2) 選任及び解任 14 (3) 職務・義務 8 (1) 審議状況 41 6 理事会 (2) 記録 6 (3) 債権債務の状況 1 7 会計監查人 - 窓事及び会計監查人の会計監查人の報酬等支給基準 9 (3) 報酬の支給 1 (4) 報酬等の総額の公表 -
評議員会
4 理事 (1) 定数 2 (3) 適格性 11 (4) 理事長 9 (1) 定数 - (2) 選任及び解任 14 (3) 職務・義務 8 (1) 審議状況 41 (2) 記録 6 (3) 債権債務の状況 1 7 会計監查人 - (2) 報酬等支給基準 9 (3) 報酬の支給 1 (4) 報酬等の総額の公表 -
4 理事 (2) 選任及び解任 2 ※ (3) 適格性 11 (4) 理事長 9 (1) 定数 - (2) 選任及び解任 14 (3) 職務・義務 8 (1) 審議状況 41 (2) 記録 6 (3) 債権債務の状況 1 7 会計監査人 - 窓事及び会計監査人の報酬等支給基準会計監査人の報酬の支給 9 (3) 報酬の支給 1 (4) 報酬等の総額の公表 -
I 法人運営 (3) 適格性 11 ※ (4) 理事長 9 (1) 定数 - - (2) 選任及び解任 14 (3) 職務・義務 8 8 (1) 審議状況 41 (4) 記録 (5) 記録 (6) (3) 債権債務の状況 (7) 会計監査人 (1) 報酬 - (2) 報酬等支給基準 (2) 報酬等支給基準 (3) 報酬の支給 (4) 報酬等の総額の公表 1 (4) 報酬等の総額の公表 - -
I 法人運営 (3) 適格性 11 ※ (4) 理事長 9 (1) 定数 - (2) 選任及び解任 14 (3) 職務・義務 8 (1) 審議状況 41 (2) 記録 6 (3) 債権債務の状況 1 7 会計監査人 - 8 評議員、理事、 会計監査人の 会計監査人の 報酬 (1) 報酬 (2) 報酬等支給基準 (3) 報酬の支給 (4) 報酬等の総額の公表 -
I 法人運営 (4) 理事長 9 (1) 定数 - (2) 選任及び解任 14 (3) 職務・義務 8 (1) 審議状況 41 6 理事会 (2) 記録 6 (3) 債権債務の状況 1 7 会計監查人 - 会計監查人の会計監查人の会計監查人の報酬の支給 9 (3) 報酬の支給 1 (4) 報酬等の総額の公表 -
I 法人運営 (1) 定数 - 5 監事 (2) 選任及び解任 14 (3) 職務・義務 8 (1) 審議状況 41 (2) 記録 6 (3) 債権債務の状況 1 7 会計監査人 - (2) 報酬等支給基準 9 (3) 報酬の支給 1 (4) 報酬等の総額の公表 -
I 法人運営 5 監事 (2) 選任及び解任 14 (3) 職務・義務 8 (1) 審議状況 41 (2) 記録 6 (3) 債権債務の状況 1 7 会計監査人 - (2) 報酬等支給基準 9 会計監査人の報酬 (3) 報酬の支給 1 (4) 報酬等の総額の公表 -
(3) 職務・義務 8 (1) 審議状況 41 6 理事会 (2) 記録 6 (3) 債権債務の状況 1 7 会計監査人 - 監事及び会計監査人の会計監査人の報酬の支給 (3) 報酬の支給 1 (4) 報酬等の総額の公表 -
(1) 審議状況 41 (2) 記録 6 (3) 債権債務の状況 1 7 会計監査人 - 8 評議員、理事、(1)報酬 - (2) 報酬等支給基準 9 会計監査人の報酬の支給 1 (4)報酬等の総額の公表 -
6 理事会 (2) 記録 6 (3) 債権債務の状況 1 7 会計監査人 - 8 評議員、理事、(1) 報酬 - (2) 報酬等支給基準 9 会計監査人の報酬 (3) 報酬の支給 1 (4) 報酬等の総額の公表 -
(3)債権債務の状況 1 7 会計監査人 - 8 評議員、理事、(1)報酬 - 監事及び (2)報酬等支給基準 9 会計監査人の報酬の支給 1 報酬 (4)報酬等の総額の公表 -
7 会計監査人 - 8 評議員、理事、(1)報酬 - 監事及び会計監査人の会計監査人の報酬の支給 (3)報酬の支給 (4)報酬等の総額の公表 -
8 評議員、理事、 (1) 報酬 - 監事及び (2) 報酬等支給基準 9 会計監査人の (3) 報酬の支給 1 報酬 (4) 報酬等の総額の公表 -
監事及び 会計監査人の 報酬(2)報酬等支給基準 (3)報酬の支給 (4)報酬等の総額の公表91
会計監査人の (3) 報酬の支給 1 報酬 (4) 報酬等の総額の公表 -
報酬 (4) 報酬等の総額の公表 -
Ⅱ 事業 2 社会福祉事業 -
3 公益事業 -
4 収益事業 -
1 人事管理
(1) 基本財産 7
2 資産管理 (2) 基本財産以外の財産 -
(3) 株式保有 -
(4) 不動産の借用 -
(1) 会計の原則 -
Ⅲ 管理 (2) 規程·体制 33
^{11 12 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15}
(4) 会計帳簿 -
(5) 決算及び計算関係書類 19
(1) 特別の利益供与の禁止 -
(2) 社会短址夯宝計画 1
4 その他 (2) 社会領地元美計画 - 1 (3) 情報の公表 9
(- / 110 th, 1 P)
(4) その他 31

- ※1 理事・監事の選任手続き等の指摘を、評議員分とまとめて指摘したものも含む。(理事15件・監事15件)
- ※2 理事会手続きの指摘を、評議員会分とまとめて指摘したものも含む。(18件)
- ※3 監事の選任手続きの指摘を、理事分とまとめて指摘したものも含む。(1件)
- ※4 監事の適格性確認等の指摘を、理事分とまとめて指摘したものも含む。(4件)

3 指摘内容等

(1)概況

- 当該年度の文書指摘があった法人は全体の 90.0%で、前年度に比べやや減少している。
- - 指摘全体の傾向としては、平成 29 年度以降引き続き、評議員会・理事会の招集・運営及び会計処理等の特定の事項に集中している。特に、決議の省略が多用されるようになったことから、それに伴う不備が見受けられる。また、情報の公表は、近年、財務諸表等電子開示システムに関連して、指摘数が減少している。

(2)主な指摘一覧

ア 評議員及び評議員会

- 評議員の選任については、定款に定める選任手続きを行うこと。(評議員選任・解任委員 会の開催)
- 評議員の選任にあたっては、就任の意思表示があったことを就任承諾書等により確認すること。
- 評議員の選任にあたっては、改選の都度、履歴書等により、欠格事由等に該当しないこと を確認すること。
- 評議員会の招集については、理事会において招集事項を決議した上で通知すること。
- 評議員会の議事録については、議事録作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。

イ 理事、監事及び理事会

- 欠席が継続している理事(又は監事)について、出席を促す等検討すること。
- 業務執行理事(又は理事長)については、理事会の決議により選定すること。
- 監事選任案を評議員会に提出するにあたっては、在任監事の過半数の同意を得るととも に、同意を得たことを証する書類を残すこと。
- 理事会の決議を要する事項について、もれなく決議を行うこと。
- 〇 理事長(及び業務執行理事)の職務の執行状況について、定款の定めに基づき、必要な回数以上、実際に開催された理事会において報告すること。

ウ 評議員、理事及び監事の報酬

│○ 役員等の報酬等支給基準について、定款の定めに基づき、評議員会の承認を受けること。

工 資産管理

┃○ 基本財産について、もれなく定款へ登載すること。

才 会計管理

- 経理規程を実態に即して改正すること。
- 当初予算の編成にあたっては、事業年度開始の前に、定款等に定める手続きを経ること。
- 計算書類、計算書類の注記、附属明細書及び財産目録について、もれなく適正に作成すること。
- 国庫補助金等特別積立金について、適正に計上すること。
- 貸借対照表について、正確に作成すること。

カ その他

- 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表すること。
- 法人の登記事項について、速やかに変更登記の手続きを行うこと。
- 経理規程に定める金額を超える契約については、必要な契約書を作成すること。